

5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款目次

この保険の特色	68	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	79
第1条 責任開始の時	68	第25条 保険期間の変更	80
2 年金支払期間について		第26条 保険契約の更新	80
第2条 年金支払期間の指定	68	第27条 他の保険契約への加入	81
3 年金の支払いについて		第28条 年金支払期間の変更	81
第3条 年金の支払い	69	第29条 第1回年金額の減額	81
第4条 免責事由	71		
第5条 年金証書の発行	71		
4 年金の支払請求手続について		13 解約等について	
第6条 年金の支払請求手続	72	第30条 保険契約の解約	82
第7条 年金の支払時期	72	第31条 返戻金	82
5 一時金の支払方法の選択について		第32条 保険料の未経過分に相当する返還金	82
第8条 一時金の支払方法の選択	73	第33条 年金の受取人による保険契約の存続	82
6 保険料の払込免除について		14 年金の受取人および保険契約者について	
第9条 保険料の払込免除	73	第34条 会社への通知による年金の受取人の変更	83
第10条 保険料の払込免除の免責事由	74	第35条 遺言による年金の受取人の変更	83
7 保険料の払込免除の請求手続について		第36条 年金の受取人の死亡	83
第11条 保険料の払込免除の請求手続	74	第37条 保険契約者の権利義務の承継	83
8 保険料の払込みについて		第38条 保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者	84
第12条 保険料の払込み	75	15 契約年齢の計算等について	
第13条 保険料の払込方法（経路）	75	第39条 契約年齢の計算	84
第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	75	第40条 契約年齢の誤りの処理	84
第15条 保険料の前納および予納	76	第41条 性別の誤りの処理	84
9 失効と復活について		16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第16条 保険契約の失効	76	第42条 社員配当金の割当ておよび支払い	84
第17条 保険契約の復活	76	17 その他	
10 取消しと無効について		第43条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	86
第18条 詐欺による取消し	77	第44条 保険契約者の住所の変更	86
第19条 不法取得目的による無効	77	第45条 契約内容の登録	86
11 告知義務と解除について		第46条 時効	87
第20条 告知義務	77	第47条 管轄裁判所	87
第21条 告知義務違反による解除	77	18 特則について	
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	78	第48条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則	87
第23条 重大事由による解除	78	第49条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約が付加されていない場合の特則	87
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態			
別表2 対象となる不慮の事故			
別表3 年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類			

5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款

(実施 平11.4.2／改正 平24.4.2)

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
年金の種類	(1) 死亡年金（確定年金） (2) 高度障害年金（確定年金）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	年金支払期間は、10年または15年とします。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第39条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語のご説明」に掲載しています（P.8参照）。

2 年金支払期間について

第2条 年金支払期間の指定

保険契約者は、この保険契約締結の際、年金支払期間を10年または15年のいずれかから選択することを必要とします。

3 年金の支払いについて

第3条 年金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

年金の種類	支払事由（年金を支払う場合）	金額	受取人
死亡年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 以後保険期間中に死亡したとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間（第2条）中の年金支払日 ^{*2} が到来したとき	(1) 第1回年金 第1回年金額 (2) 第2回以後の年金 第1回年金額と同額	死亡年金受取人
	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間中の年金支払日 ^{*2} が到来したとき		高度障害年金受取人
確定年金 高度障害年金			

2. 年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

- (1) 全般について

項目	内容
① 第1回年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	払い込む必要はありません。
② 一時金の支払い	<p>ア. 年金の受取人は、第1回年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する一時金★（以下「一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。</p> <p>(ア) 第1回年金の支払前であること (イ) 年金の一部の支払いに代えて一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第1回年金額が12万円以上となること (イ) ア. により、年金の全部の支払いに代えて一時金を支払ったときは、この保険契約は消滅します。</p>
③ 第1回年金額が12万円未満となるとき	<p>ア. 一時金を保険契約者に支払います。 イ. この保険契約は、第1回年金の支払事由が生じた時に消滅します。</p>
④ 第1回高度障害年金を支払ったとき	その後新たに第1回年金の支払事由が生じても、これによる死亡年金および高度障害年金は支払いません。

第3条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害年金については、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 年金支払日

年金支払日は、次のとおりとします。

項目	内容
(1) 第1回年金の支払事由が生じた日	第1回年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の年金の支払日	(1)に規定する第1回年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年のその日の応当日

項目	内容
⑤ 年金の受取人が年金支払期間中の最終の年金支払日 ^{*2} 前に死亡したとき	<p>ア. 年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの年金現価★（以下「未払いの年金現価」といいます。）を支払い、この保険契約は消滅します。</p> <p>イ. 年金の受取人の相続人は、ア. による未払いの年金現価の支払いに代えて、年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。</p> <p>(ア) この保険契約は年金支払期間が満了するまで消滅せず、年金支払期間中の年金支払日^{*2}に年金を継続して支払います。</p> <p>(イ) 年金の継続支払中にこの保険契約の解約（第30条）の請求があった場合には、この保険契約はその時に消滅し、返戻金（第31条）を年金の受取人の相続人に支払います。</p>

(2) 死亡年金について

項目	内容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 高度障害年金について

項目	内容
① 高度障害年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時 ^{*1} 前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時 ^{*1} 以後の原因 ^{*3} による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	<p>次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時^{*1}以後の疾病によるものとみなします。</p> <p>ア. この保険契約の締結の際^{*4}に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかつたこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合には、責任開始の時^{*1}以後の疾病によるものとみなしません。</p> <p>イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時^{*1}前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時^{*1}以後の疾病によるものとみなしません。</p>
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）」のうち回復の見込みのないことが明らかでない状態」であるために、高度障害年金が支払われないとき	<p>次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第26条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。</p> <p>ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと</p> <p>イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと</p>

第3条 補足説明

* 3 責任開始の時以後の原因

責任開始の時^{*1}前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

* 4 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項目	内容
⑤ 高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡年金の第1回年金または一時金の支払請求を受け、死亡年金または一時金が支払われるとき	高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害年金は支払いません。

★別表1 (P.89参照)

★「会社の定める方法により計算する一時金」⇒「金額例表等について(例表1)」(P.600参照)

★「会社の定める方法により計算する未払いの年金現価」⇒「金額例表等について(例表2)」(P.600参照)

第4条 免責事由

1. 支払事由(第3条)が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金を支払いません。

免責事由(支払事由が生じても年金を支払わない場合)	
死亡年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡年金受取人の故意 (3) 責任開始の日 ^{*1} からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活(第17条)が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害年金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態(別表1★)になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 死亡年金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡年金または高度障害年金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、年金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡年金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1 (P.89参照)

第4条 指定説明

*1 責任開始の日

第1条(責任開始の時)に規定する責任開始の日をいいます。

第5条 年金証書の発行

会社は、第1回年金を支払う際に、年金証書を年金の受取人に発行します。

4 年金の支払請求手続について

第6条 年金の支払請求手続

- 年金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、年金もしくは一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^{*1}として被保険者または死亡退職金等^{*1}の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡年金受取人または高度障害年金受取人は年金または一時金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等^{*1}の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体 ^{*2}
死亡年金受取人または高度障害年金受取人	当該団体 ^{*2}
被保険者	当該団体 ^{*2} から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1)	年金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2)	次のいずれかの書類 ① 被保険者または死亡退職金等 ^{*1} の受給者の請求内容確認書 ② 被保険者または死亡退職金等 ^{*1} の受給者に死亡退職金等 ^{*1} を支払ったことを証明する書類
(3)	死亡退職金等 ^{*1} の受給者本人であることを当該団体 ^{*2} が確認した書類

★別表3 (P.91参照)

第7条 年金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金を支払います。
- 会社は、年金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認^{*1}を行います。この場合、本条の1. の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	年金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1.-(4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにおける事実

- 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、年金を支払うべき期限

第6条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

* 2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3. において「当該団体」といいます。

第7条 補足説明

* 1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数^{*2}を経過する日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
- 5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^{*3}は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

★別表3 (P.91参照)

5 一時金の支払方法の選択について

第8条 一時金の支払方法の選択

年金が支払われるときは、年金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、一時金^{*1}について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除

- 1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	
身体障害の状態による 保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

- 2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
(1) 責任開始の時 ^{*1} 前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。

第7条 補足説明

* 2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

* 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。

第8条 補足説明

* 1 一時金

一時金とともに支払われる金額を含みます。

第9条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項目	内容
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	<p>① 保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。</p> <p>② 保険料の払込みが免除された旨を保険証券に裏書きします。</p>

★別表1 (P.89参照)、別表2 (P.90参照)

第10条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)	
身体障害の状態による保険料の払込免除	<p>被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき</p> <p>(1) 保険契約者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(3) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(8) 地震、噴火または津波</p> <p>(9) 戦争その他の変乱</p>

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないとときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1 (P.89参照)

7 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

- 保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
- 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（年金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3 (P.91参照)

8 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日 ^{*1} （年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日 ^{*1} （月単位）までの期間 ^{*2}
(2) 半年払	契約成立日の応当日 ^{*1} （半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日 ^{*1} （月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法^{*1}
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法^{*2}
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	<p>① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。</p> <p>② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。</p>
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	<p>① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。</p> <p>② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。</p>

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第1条）の応当日^{*1}の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（年金または一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日^{*1}が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第13条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日^{*1}以後猶予期間満了日（第12条）までに、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 第1回年金または一時金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項目	内容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位） ^{*1} ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 第1回年金または一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。 |
| (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。 |

第15条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に応する日をいいます。

9 失効と復活について

第16条 保険契約の失効

- 保険料が払い込まれなかつたときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込みの1.に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
- 本条の1.の規定によりこの保険契約が効力を失つた場合で、返戻金（第31条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
- 本条の2.の規定により返戻金の支払請求があつたときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条 保険契約の復活

- 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失つたときは、効力を失つた日からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活^{*1}の申込みをすることができます。この場合、

第17条 補足説明

* 1 保険契約の復活

効力を失つた保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第31条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活^{*1}の申込みをすることはできません。

2. 会社がこの保険契約の復活^{*1}の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活^{*1}の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.121参照）。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 年金を不法に取得する目的
- (2) 他人に年金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または年金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
- (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかつたとき
- (5) 責任開始の日^{*2}からその日を含めて2年以内に年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であつて、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かつて解除^{*1}することができます。

第23条 補足説明

* 1 解除

年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないこととするときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分の解除とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡年金の場合は被保険者を除きます。）または年金の受取人が年金^{*2}を詐取する目的もしくは他人に年金^{*2}を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 年金^{*2}の請求に関し、年金^{*2}の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除^{*1}することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除^{*1}までの間に、年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または一時金^{*3}の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または一時金^{*3}を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除^{*1}の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除^{*1}された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除^{*1}した場合で、年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第23条 補足説明

* 2 年金

この保険契約の年金または保険料の払込免除をいいます。

* 3 年金または一時金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金または一時金のうち、その受取人に支払われるべき年金または一時金をいいます。

第25条 保険期間の変更

- 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。この場合、変更後の第1回年金額は変更前の第1回年金額を限度とします。
- 保険期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
- 保険期間が変更されたときは、その旨を保険証券に裏書きします。

第26条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があつたものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日^{*1}に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日^{*1}における被保険者の年齢（第39条）が会社の定める年齢の範囲内であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること
- (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後契約の保険料	<ul style="list-style-type: none">① 更新日^{*1}の保険料率が適用されます。② 更新日^{*1}の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	<ul style="list-style-type: none">① 第1回保険料は、更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の第1回年金額	更新前契約の保険期間満了日の第1回年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の第1回年金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	<ul style="list-style-type: none">① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) 更新後契約の年金支払期間	更新前契約の年金支払期間と同一とします。

第26条 指定説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項目	内容
(6) この保険契約が更新されたとき	① 年金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第9条・第10条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日 ^{*1} の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知します。この場合、保険証券は発行しません。
(7) 更新日 ^{*1} の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第40条・第41条）に準じて取り扱います。
(8) 更新日 ^{*1} に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日 ^{*1} に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(6)①に準じて継続したものとして取り扱います。

第27条 他の保険契約への加入

- 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第39条）が70歳を超えるときは、この取扱いをしません。
- 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の一時金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第28条 年金支払期間の変更

第1回年金の支払事由（第3条）が生じたときは、年金の受取人は、その支払前に限り、会社の取扱いの範囲内で、年金支払期間の変更を申し込むことができます。

第29条 第1回年金額の減額

- 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって第1回年金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の第1回年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 第1回年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第30条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 第1回年金額が減額された旨を保険証券に裏書します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.121参照）。

13 解約等について

第30条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。
3. 本条の1. に定めるほか、第1回年金の支払後は、年金の受取人は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の2. の規定に準じて返戻金を年金の受取人に支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.121参照）。

第31条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知します。ただし、第1回年金の支払日以後の返戻金額★は、会社の定める方法により計算します。

★「第1回年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について（例表3）」（P.600参照）

第32条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅^{*1}した場合、第1回年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除（第9条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金^{*2}があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 年金の支払事由（第3条）または免責事由（第4条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第29条）または解約（第30条）されたとき

第33条 年金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額^{*1}を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること
3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、年金の支払事由（第3条）が生じ、会社が年金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

第32条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第12条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第33条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

項目	内 容
(1) 支払うべき第1回年金額が本条の2.の金額以上の場合	支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。
(2) 支払うべき第1回年金額が本条の2.の金額を下回る場合	年金の全部の支払いに代えて、一時金の請求があつたものとして取り扱います。この場合、支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。

14 年金の受取人および保険契約者について

第34条 会社への通知による年金の受取人の変更

1. 保険契約者は、年金の支払事由（第3条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1.の通知が会社に到達する前に変更前の年金の受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.121参照）。

第35条 遺言による年金の受取人の変更

1. 第34条（会社への通知による年金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、年金の支払事由（第3条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1.の年金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1.および2.による年金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第36条 年金の受取人の死亡

1. 年金の受取人が年金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を年金の受取人とします。
2. 本条の1.の規定により年金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1.の規定により年金の受取人となった者のうち生存している他の年金の受取人を年金の受取人とします。
3. 本条の1.および2.により年金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第37条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1回年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、年金の受取人に承継されます。
3. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、保険証券に裏書を受けることを必要とします。

第38条 保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対した行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡年金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害年金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第39条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年末満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第39条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に応する日をいいます。

第40条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第39条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第41条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第42条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 第1回年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(6)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることができます。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日 ^{*1} （第1条）の5年ごとの応当日 ^{*2} が到来する保険契約	<p>① その5年ごと応当日^{*2}から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごと応当日^{*2}の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。</p> <p>② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 第1回年金または一時金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 一時金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第26条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)～①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)～①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日 ^{*1} および直前の5年ごと応当日 ^{*2} からその日を含めて1年を経過して、一時金の支払いにより消滅する保険契約 ^{*3}	一時金とともにその受取人に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日 ^{*1} からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日 ^{*2} からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約 ^{*3}	保険契約者に支払います。
(6) 次の事業年度中に契約成立日 ^{*1} および直前の5年ごと応当日 ^{*2} からその日を含めて1年を経過して第1回年金を支払う保険契約	第1回年金とともにその受取人に支払います。

第42条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

本条の1.において「5年ごと応当日」といいます。

* 3 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

- 第1回年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回年金の支払日の5年ごとの応当日 ^{*4} が到来する保険契約 ((2)に該当する場合を除きます。)	① その5年ごと応当日 ^{*4} から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、保険契約が消滅したとき、または年金の受取人から請求があったときに、年金の受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に最終の年金を支払う保険契約	最終の年金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日 ^{*4} からその日を含めて1年を経過して、年金の受取人の死亡により消滅する保険契約	年金の受取人の相続人に支払います。
(4) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日 ^{*4} からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約	年金の受取人に支払います。

第42条 補足説明

* 4 第1回年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2.において「5年ごと応当日」といいます。

- 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
- 保険契約者または年金の受取人からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第7条（年金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第43条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第44条 保険契約者の住所の変更

- 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
- 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第45条 契約内容の登録

- 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
- (2) 第1回年金額と未払いの年金現価の合計額
- (3) 契約成立日^{*1}（第1条）
- (4) 当会社名

2. 本条の1. の登録の期間は、契約成立日^{*1}から5年^{*2}以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の1. の規定により登録された被保険者について、死亡保険金^{*3}のある保険契約もしくは特約の申込み^{*4}を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金^{*3}のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4. 各生命保険会社等は、本条の2. の登録の期間中に死亡保険金^{*3}のある保険契約または特約の申込み^{*4}があったときは、本条の3. によって連絡された内容を死亡保険金^{*3}のある保険契約または特約の承諾^{*5}の判断の参考とすることができます。
5. 各生命保険会社等は、契約成立日^{*6}から5年^{*7}以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^{*5}の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第46条 時効

年金・一時金・支払うべき未払いの年金現価（第3条）、保険料の払込免除（第9条）、返戻金（第31条）または社員配当金（第42条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第47条 管轄裁判所

1. この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または年金の受取人^{*1}の住所地と同一の都道府県内にある支社^{*2}の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における一時金・支払うべき未払いの年金現価または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第48条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則

年金の受取人が2人以上いる場合には、第3条（年金の支払い）の2. -(1)-(5)中、「年金の受取人が」とあるのを「年金の受取人の代表者が」と、「年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第49条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約が付加

第45条 補足説明

* 1 契約成立日

復活（第17条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 2 契約成立日から5年

契約成立日^{*1}において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日^{*1}から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

* 3 死亡保険金

災害死亡保険金を含みます。

* 4 申込み

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

* 5 承諾

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

* 6 契約成立日

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

* 7 契約成立日から5年

契約成立日^{*6}において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日^{*6}から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第47条 補足説明

* 1 年金の受取人

年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

されていないときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

(1) 高度障害年金受取人が被保険者の場合で、高度障害年金受取人が高度障害年金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が高度障害年金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡年金受取人

(2) (1)の場合、②に該当する死亡年金受取人が2人以上いるときは、その死亡年金受取人は共同して請求することを必要とします。

(3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が高度障害年金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることができます。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

(4) (1)の規定により会社が高度障害年金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその高度障害年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(5) 第7条（年金の支払時期）の4. 中、「年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「年金の受取人または第49条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人（年金の受取人等が2人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。

(6) 第7条（年金の支払時期）の5. 中、「被保険者または年金の受取人」とあるのを「被保険者、年金の受取人または第49条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人」と読み替えます。

★別表3（P.91参照）

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。
5. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
6. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
7. 指の障害
 - (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病的診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 死亡年金の支払い	<p>第1回年金の場合</p> <p>(1) 死亡年金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検査書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡年金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類</p> <p>第2回以後の年金の場合</p> <p>(1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書</p>
2. 高度障害年金の支払い	<p>第1回年金の場合</p> <p>(1) 高度障害年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害年金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類</p> <p>第2回以後の年金の場合</p> <p>(1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書</p>
3. 保険料の払込免除	<p>(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 保険証券 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類</p>

- (1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。
- (2) 年金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。
- (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。